

【非課税口座年間取引報告書・未成年者口座年間取引報告書】

- ※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
- ※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。
- ※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
- ※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
- ※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	5
平成	4
昭和	3
大正	2
明治	1

- ※ 「無効区分」欄は次のとおり記載してください。

提出区分	記載方法
新規、追加、訂正のいずれか	0
無効	1

備 考

- この報告書は、居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者が開設した非課税口座（法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座をいう。以下同じ。）においてされた非課税口座内上場株式等（同条第 1 項に規定する非課税口座内上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下同じ。）若しくは非課税口座内上場株式等の配当等（法第 9 条の 8 に規定する非課税口座内上場株式等の配当等をいう。以下同じ。）に係る法第 37 条の 14 第 35 項の報告書又は居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者が開設した未成年者口座（法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座をいう。以下同じ。）においてされた未成年者口座内上場株式等（同条第 1 項に規定する未成年者口座内上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡若しくは未成年者口座内上場株式等の配当等（法第 9 条の 9 第 1 項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。以下同じ。）に係る法第 37 条の 14 の 2 第 27 項の報告書について使用すること。
- この報告書を非課税口座年間取引報告書として使用する場合には、この報告書の表の「未成年者口座年間取引報告書」の字句を抹消し、次の要領により記載すること。
 - 「住所（居所）」及び「個人番号」の欄には、この報告書を作成する日の現況による住所又は居所等（その者に係る法第 37 条の 14 第 23 項の規定による継続適用届出書（同項 1 号に規定する継続適用届出書をいう。）の提出があった日からその者に係る同条第 25 項の規定による帰国届出書（同項に規定する帰国届出書をいう。）の提出があった日までの間にこの報告書を作成する場合には、その者の出国（同条第 23 項に規定する出国をいう。）の日の前日の住所又は居所等）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号を記載すること。
 - 「生年月日」の欄には、該当する年号とその年月日を記載すること。
 - 「整理番号」の欄には、第 18 条の 15 の 3 第 11 項第 2 号に規定する非課税適用確認書等に記載若しくは記録がされた整理番号又は同号に規定する提供を受けた整理番号を記載すること。
 - 「当初取得等上場株式等、満期移管上場株式等又は分割等上場株式等」の「合計」の欄には、当初取得等上場株式等（非課税口座に非課税管理勘定（法第 37 条の 14 第 5 項第 3 号に規定する非課税管理勘定をいう。以下 2 において同じ。）、累積投資勘定（同項第 5 号に規定する累積投資勘定をいう。以下 2 において同じ。）又は特定累積投資勘定（同項第 7 号に規定する特定累積投資勘定をいう。以下 2 において同じ。）が設けられた日の属する年中に当該非課税口座に受け入れた同項第 2 号イ(1)若しくは(2)、第 4 号イ又は第 6 号イ若しくはハに掲げる上場株式等をいう。以下 2 において同じ。）、について、当該受け入れた非課税口座に係る非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定（同項第 8 号に規定する特定非課税管理勘定をいう。以下 2 において同じ。）ごとの当初取得等上場株式等のその年における取得対価の額（同項第 2 号イに規定する取得対価の額をいう。）の合計額を記載すること。
 - 「その年中に払出しのあつた上場株式等」の「合計」の欄には、その年中に当該非課税口座に係る非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から払出があつた非課税口座内上場株式等につき、当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定ごとの第 18 条の 15 の 9 第 2 項第 5 号に規定する合計額を記載すること。
 - 「口座内の配当等の交付状況」の「合計額」の欄の「その年中に交付を受けた配当等の額」の項には、その年中に当該非課税口座において交付された非課税口座内上場株式等の配当等の額の合計額を記載すること。
 - 「その年の 12 月 31 日に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額」の欄には、次のように記載すること。
 - イ 「特定累積投資勘定」の欄には、その年の基準日（第 18 条の 15 の 9 第 2 項第 7 号に規定する基準日をいう。ロにおいて同じ。）における施行令第 25 条の 13 第 39 項第 1 号に定める金額を記載すること。
 - ロ 「特定非課税管理勘定」の欄には、その年の基準日における施行令第 25 条の 13 第 39 項第 2 号に定める金額を記載すること。
 - 「その他」の欄には、次のように記載すること。
 - イ 「被相続人の死亡年月日」の欄には、当該非課税口座につき施行令第 25 条の 13 の 5 に規定する非課税口座開設者死亡届出書の同条に規定する提出があつた場合における当該非課税口座開設者死亡届出に係る第 18 条の 15 の 7 第 2 項第 2 号に規定する被相続人の死亡年月日を記載すること。
 - ロ 「非課税口座廃止届出書に係る年月日」の欄には、当該非課税口座につき法第 37 条の 14 第 27 項の規定により同項に規定する非課税口座廃止届出書の提出があつたものとみなされることとなる場合における当該みなされることとなった日を記載し、「届出書の種類」の欄には該当する届出書の種類が出国届出書の場合は「1」を、継続適用届出書の場合は「2」を記載すること。ハ 「納税管理人」の欄には、納税管理人が明らかな場合におけるその氏名及び住所又は居所を記載すること。
- この報告書を未成年者口座年間取引報告書として使用する場合には、この報告書の表の「非課税口座年間取引報告書」の字句を抹消し、次の要領により記載すること。
 - 「住所（居所）」の欄には、この報告書を作成する日の現況による住所又は居所等を記載すること。ただし、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住

- 者に交付する報告書については、「個人番号」の欄は、記載を要しない。
- (2) 「生年月日」の欄には、該当する年号とその年月日を記載すること。
- (3) 「整理番号」の欄には、未成年者口座に非課税管理勘定（法第37条の14の2第5項第3号に規定する非課税管理勘定をいう。以下3において同じ。）を設ける際に提出を受けた同項第7号に規定する未成年者非課税適用確認書又は同項第8号に規定する未成年者口座廃止通知書に記載された整理番号を記載すること。
- (4) 「当初取得等上場株式等、満期移管上場株式等又は分割等上場株式等」の欄には、当初取得等上場株式等（未成年者口座に非課税管理勘定又は継続管理勘定（法第37条の14の2第5項第4号に規定する継続管理勘定をいう。以下3において同じ。）が設けられた日の属する年中に当該未成年者口座に受け入れた法同項第2号ロ(1)(i)若しくは(ii)又はハ(1)に掲げる上場株式等をいう。以下3において同じ。）、満期移管上場株式等（同年中に当該非課税管理勘定又は継続管理勘定に受け入れた同号ロ(2)又はハ(2)に掲げる上場株式等をいう。以下3において同じ。）又は分割等上場株式等（同年以後に当該未成年者口座に受け入れた施行令第25条の13の8第20項において準用する施行令第25条の13第12項各号に掲げる上場株式等をいう。以下3において同じ。）について、当該受け入れた未成年者口座に係る非課税管理勘定又は継続管理勘定ごとの種類別及び銘柄別に、それぞれ次のように記載すること。
- イ 「勘定の種類」の項には、当該非課税管理勘定に受け入れた上場株式等（法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等という。以下3において同じ。）のうち、当初取得等上場株式等又は分割等上場株式等にあつては「一般」と、満期移管上場株式等にあつては「（一般）」と記載し、当該継続管理勘定に受け入れた上場株式等のうち、当初取得等上場株式等又は分割等上場株式等にあつては「継続」と、満期移管上場株式等にあつては「（継続）」と記載すること。
- ロ 「種類」の項には、株式、投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口をいう。以下3において同じ。）、新株予約権付社債、転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債、特定株式投資信託の受益権、株式等証券投資信託（公社債投資信託以外の証券投資信託（特定株式投資信託を除く。）をいう。以下3において同じ。）の受益権、非公社債等投資信託（証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものをいう。以下3において同じ。）の受益権、特定受益証券発行信託の受益権、特定目的信託の受益権のように記載すること。
- ハ 「株数又は口数」の項には、当初取得等上場株式等、満期移管上場株式等又は分割等上場株式等の数又は口数（分割等上場株式等にあつては、当該未成年者口座を開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該分割等上場株式等の取得に係る施行令第25条の13の8第20項において準用する施行令第25条の13第12項各号に規定する事由が生じた直後に有することとなった当該分割等上場株式等のうちその年分の非課税管理勘定又は継続管理勘定に受け入れた数又は口数）を記載すること。
- ニ 「取得対価の額」の項には、当初取得等上場株式等、満期移管上場株式等又は分割等上場株式等の取得対価の額（法第37条の14の2第5項第2号ロ(1)に規定する取得対価の額をいい、分割等上場株式等にあつては当該分割等上場株式等の取得の基因となった当初取得等上場株式等又は満期移管上場株式等に係る同号ロ(1)に規定する取得対価の額とする。以下3において同じ。）を記載すること。
- ホ 「合計」の欄には、当該未成年者口座に設けられている非課税管理勘定又は継続管理勘定に受け入れた上場株式等の取得対価の額の各年分の合計額を記載すること。
- (5) 「その年中に払出しのあつた上場株式等」の欄には、次のように記載すること。
- イ 「事由」の項には、その未成年者口座内上場株式等の未成年者口座に係る非課税管理勘定又は継続管理勘定からの払出しの事由について、その払出しの事由の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定めるように記載すること。
- (i) 譲渡（(iv)に掲げる事由に該当するものを除く。） 譲渡
- (ii) 法第37条の14の2第4項第1号に掲げる事由 非課税移管等
- (iii) 法第37条の14の2第4項第2号に掲げる事由 相続等
- (iv) 法第37条の14の2第4項第3号に掲げる事由 基準年以後払出し
- (v) 法第37条の14の2第6項に規定する契約不履行等事由 契約不履行等事由
- ロ 「譲渡対価の額又は払出し時の金額」の項には、譲渡による払出しの場合にはその譲渡対価の額を、譲渡以外の事由による払出しの場合には法第37条の14の2第4項に規定する払出し時の金額（ハにおいて「払出し時の金額」という。）を、それぞれ記載すること。
- ハ 「合計」の欄には、当該未成年者口座に設けられている非課税管理勘定又は継続管理勘定から払出しのあつた上場株式等の譲渡対価の額及び払出し時の金額の各年分の合計額を記載すること。
- (6) 「口座内の配当等の交付状況」の欄には、その年中に当該未成年者口座において交付された未成年者口座内上場株式等の配当等について、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定又は継続管理勘定ごとの未成年者口座内上場株式等の種類別及び銘柄別に次のように記載すること。
- イ 「勘定の種類」の項には、その年中に交付された未成年者口座内上場株式等の配当等のうち、当該非課税管理勘定に受け入れた上場株式等に係るものにあつては「一般」と記載し、当該継続管理勘定に受け入れた上場株式等に係るものにあつては「継続」と記載すること。
- ロ 「種類」の項には、それぞれ次のように記載すること。
- (i) 株式（投資口を含む。以下3において同じ。）について数種の株式がある場合には、優先株、後配株のように記載すること。
- (ii) 投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）又は特定受益証券発行信託の受益権である場合には、株式等証券投資信託、非公社債等投資信託、オープン型証券投資信託、特定株式投資信託、特定不動産投資信託（所得税法施行令第336条第2項第5号に規定する特定不動産投資信託をいう。）、特定受益証券発行信託のように記載すること。
- (iii) 法人課税信託の受益権である場合には、特定投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第3項に規定する投資信託のうち、法人課税信託に該当するものをいう。）、特定目的信託、その他法人課税信託のように記載すること。
- (iv) 国外において発行された株式、投資信託の受益権、特定受益証券発行信託の受益権又は法人課税信託の受益権である場合には、(i)から(iii)までの記載のほか、「国外」と記載すること。
- ハ 「その年中に交付を受けた配当等の額」の項には、当該未成年者口座内上場株式等の配当等の額の合計額を記載すること。
- ニ 「その年中に交付を受けた特別配当金の額」の項には、第18条の15の11第2項第6号ロに掲げる収益の分配の額の合計額を記載すること。
- (7) 「その年の12月31日に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額」の欄及び「その他」の欄には、記載を要しない。
- (8) 当該未成年者口座において施行令第25条の13の8第20項において準用する施行令第25条の13第12項各号に規定する事由により取得をした未成年者口座内上場株式等の受入れがあつた場合には、当該取得に係る同項各号に規定する事由及び当該事由が生じた年月日並びに当該取得をした未成年者口座内上場株式等の種類及び銘柄（当該取得をした未成年者口座内上場株式等の種類又は銘柄と当該取得の基因となつた未成年者口座内上場株式等の種類又は銘柄とが異なる場合には、当該取得の基因となつた未成年者口座内上場株式等の種類及び銘柄並びに当該取得をした未成年者口座内上場株式等の種類及び銘柄）を「摘要」の欄に記載すること。
- (9) 当該未成年者口座につき次に掲げる書類の提出があつた場合には、その旨及び当該書類の区分に応じそれぞれ次に定める事項を「摘要」の欄に記載すること。

- イ 施行令第25条の13の8第20項において準用する施行令第25条の13の2第1項後段に規定する未成年者口座異動届出書（住所の変更に係るものに限る。） その提出年月日及び当該未成年者口座異動届出書の同項に規定する提出をした者に係る変更前の住所
- ロ 法第37条の14の2第20項に規定する未成年者口座廃止届出書（(10)において「未成年者口座廃止届出書」という。） その提出年月日
- ハ 施行令第25条の13の8第20項において準用する施行令第25条の13の5に規定する未成年者口座開設者死亡届出書 その提出年月日及び当該未成年者口座開設者死亡届出書に係る第18条の15の10第25項において準用する第18条の15の7第2項第2号に規定する被相続人の死亡年月日
- (10) 当該未成年者口座につき施行令第25条の13の8第31項の規定により未成年者口座廃止届出書の提出があつたものとみなされることとなる場合には、その旨及び当該みなされることとなつた日並びに第18条の15の10第27項第1号に規定する未成年者出国届出書の提出年月日を「摘要」の欄に記載すること。
- (11) この報告書を提出する第18条の15の11第1項の金融商品取引業者等に係る業界コード（金融商品取引法第2条第13項に規定する認可金融商品取引業協会が付す証券会社コード番号及び当該金融商品取引業者等における営業所コードをいう。）が明らかな場合には、当該業界コードを「摘要」の欄に記載すること。
- (12) 納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所を「摘要」の欄に記載すること。
- 4 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。